

## 国立市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付制度について

国立市では、飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑制し、動物愛護と適正管理に関する意識を啓発するとともに、猫による被害等を軽減し、人と猫との調和のとれた共生社会の実現と市民の快適な生活環境を保持することを目的に補助制度を実施しています。

**対象者**：市内に生息する飼い主のいない猫を獣医師による不妊または去勢手術後にその費用を支払った、市内に在住または在勤する個人、および市内で活動する団体

**対象猫**：市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫）（飼い猫は対象外）  
他人の飼い猫を勝手に捕獲しないよう十分注意してください。

**対象手術**：動物病院で不妊又は去勢手術を実施し、その手術費用を支払った場合

**補助額**：●不妊手術（めす）1匹 5,000円 ●去勢手術（おす）1匹 5,000円  
（手術費用が補助額を下回る場合は、支払った額）

### 交付申請・請求方法：

手術実施後次の書類を1匹ごとに作成し、市役所に持参してください。申請書・請求書は市役所窓口にて配布します。（市ホームページでダウンロードできます。）

なお、印鑑は朱肉を使うものとし、修正液や修正テープによる訂正は不可です。

#### ● 飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書・請求書

（必要事項を記入し、動物病院に「3獣医師の確認」欄の記入・押印を依頼してください。また第3号様式請求書の日付及び請求書欄は記入しないでください。）

#### ● 動物病院等が不妊去勢手術の費用について発行した領収書の写し

#### ● 通帳等補助金の振込先口座を確認できるものの写し

#### ● 同一申請者による申請が毎月2匹を超える場合は、理由書

#### ● 本人であることが確認できる書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、社員証など）を提示していただき、確認後返却します。

#### ● 原則、申請は申請者本人によるものとします。

### 申請受付期間：

申請年度の4月1日から年度末3月31日まで（手術を実施した年度内に要提出）

受付期間は手術を実施した翌月末日まで（閉庁日の場合は前日）

交付決定は先着順。期間内であっても予算（50万円）に達した時点で受付終了。

**交付の決定**：交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により通知し、請求書に記載された口座に助成金を振り込みます。

### 補助金決定者の遵守事項：

- 不妊去勢手術後の猫のうち譲渡可能な猫については終生屋内飼養をする者への譲渡に努めること。
- 不妊去勢手術後の猫を手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理など、周辺環境の美化を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- 耳カット等猫に不妊去勢手術済みであることが分かる識別措置を講ずること。ただし、特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。